

幸手市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例

幸手市印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「利用者証明用電子証明書の暗証番号を照合することにより」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）の暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録証明書の多機能端末機による交付において、移動端末設備に搭載される移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するため、この案を提出するものである。